

保管場所使用権原疎明書面(自認書)の記載例

注意事項

- この書類は、保管場所の使用権原事実を証明する書面です。必ず、保管場所の所有者が記入してください。
権原のない者が作成すると私文書偽造となる場合があります。
- 消すことのできるボールペンの使用、押印箇所の簡易式スタンプ印鑑の使用はしないで下さい。
- この書類は、自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出を行う際の保管場所の位置が、自己所有の場合に作成してください。

保管場所使用権原疎明書面(自認書)

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有であることに間違いありません。

中 警察署長 殿

該当する項目に○を付けてください。

令和元年 〇月 〇日
〒465-1234
住所 名古屋市中区三の丸1丁目1番1号
申請者 丸の内荘 110号
(052)951局0000番
氏名 愛知 一郎 (印)

留意事項

- 1 保管場所である車庫が、建物と一体となって築造され、かつ、築造された車庫が自己所有の場合(例:1階が車庫、2階が居住部分など)は「建物」に○を付けてください。
- 2 車庫とする土地と建物の両方が自己所有の場合は、両方に○をつけてください。
- 3 車庫とする土地が共有の場合は、「自認書」のほかに、他の共有者全員の承諾書を添付してください。

- 備考 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所の届出の場合は届出に○を付けてください。
2 土地・建物については、どちらか当てはまる方(両方に当てはまる場合は両方)に○をつけてください。